

令和3年 第3回 浜松市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 場所

令和3年3月15日(月) 午後1時30分 (3会場でのリモート開催)

浜松市役所 北館1階 101・102 会議室

北区役所 2階 21 会議室

浜北区役所 3階 第1 会議室

2. 委員の出欠 出席： 市役所 松澤崇 松島好則 原田博示 横井利治 袴田博子

根木常次 伊藤安子 鈴木要

北区役所 袴田正保 松尾康弘 内山進吾 岡本純 藤村猪三

高井孝平 後藤剛 小柳守弘

浜北区役所 中島雅弥 田中照明 小杉高史 森島倫生 鈴木英雄

水崎久司 井上保典

欠席： なし

3. 出席した事務局職員

清水克 鈴木智久 木下穰 石川宗明 齋藤和也 石田潤司 河村幸一郎 嶋田哲也 縣弘之

吉山和志 青木善敬 大井麻美 渡邊光二 富永幹人 加茂真也 内藤裕士

山下文彦(農林水産担当部長)

4. 審議事項

第16号議案 農地法第3条の規定による許可について

第17号議案 農地法第4条の規定による許可について

第18号議案 事業計画変更承認申請について

第19号議案 農地法第5条の規定による許可について

第20号議案 非農地証明について

第21号議案 相続税の納税猶予制度の免除手続(20年経過)に係る

特例農地等の利用状況の確認について

第22号議案 農用地利用集積計画の決定について

5. 報告事項

報第18号 非農地通知について

報第19号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報第20号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報第21号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報第22号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報第23号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について

報第24号 農地の地目変更登記に係る報告について

報第25号 農業用施設証明について

6. その他

議事の概要

局長 みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻になりましたので、只今から、令和3年第3回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

なお、本日の出席委員でございますが、定数23名のところ、23名全員が出席されておりますので、本会が成立いたしますことをご報告申し上げます。

それでは、松島会長、ご挨拶に続いて開会宣言をお願いいたします。

会長 みなさん、こんにちは。立って話すと頭から抜けてしまいますので、着席で挨拶をさせていただきたいと思います。今日はみなさん、私も含め、緊張しているのではないかと思います。今日はご存じのように、リモートでのオンライン開催となります。他の企業とか農協を含めまして、他では既に実施していることではございますが、浜松市農業委員会としては、今日が初めてのことでございます。これは何か困難があり、緊急事態宣言が出て皆さんが来られない、ということがあってはいけませんし、皆さんが体調を崩された時など、すぐに対応できるように、農業委員会といたしましても、平時から実施し、対応できるようにしておくことが必要かと思っております。私も不慣れでございますので、若干の間違ひがあるかと思っておりますが、皆さんのご協力を得ながら総会を進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。私もリンゴの絵のついたパソコンを使って、それっぽくやってみようかと思っておりますので、画面を見ながら進めていきたいと思っております。

それでは、只今から、令和3年第3回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

局長 ありがとうございます。それでは、ここからの進行は議長として松島会長にお願いします。

議長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただきます。

議長 市役所会場、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 次に北区会場、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 続いて浜北区会場、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 それでは、議席番号2番の中島雅弥委員・議席番号4番の田中照明委員をお願いいたします。

このように会場別に意見、承認を伺いますので進行へのご協力をお願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります。第16号議案「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 それでは、お手元の議案1ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

県 今月の申請案件は、地区「積志」、整理番号35番外20件でございます。申請の内訳

でございますが、所有権移転の売買に係る案件が 12 件、贈与に係る案件が 1 件、使用貸借に係る案件が 4 件、区分地上権に係る案件が 4 件でございます。

それでは説明いたします。

議案 2 ページ、地区「都田」、整理番号 43 番は売買に係る案件でございます。譲受人は、[] に居住し、[] で主に [] を営む [] さん、[] 歳でございます。この度、営農地に隣接する申請地を取得し、規模拡大を図りたく申請にいたったものでございます。申請地は、北区滝沢町の畑、4 筆で、栗を作付けしていく計画でございます。

続きまして議案 4 ページ、地区「龍山」、整理番号 55 番は売買に係る案件でございます。申請者は、[] の [] さん、[] 歳でございます。[] さんは、800 ㎡程度の自己所有地にトマト、ほうれん草、ブロッコリー等の耕作を行っていました。この度、縁あって [] の宅地、建物を譲り受けるとともにその周辺の申請地も譲り受け、お茶、ゆず、梅等を作付けしていく計画でございます。この案件につきましては、農地台帳登録申請と同時に農地を取得するため「浜松市農地法第 3 条に係る許可基準」第 4 条に基づき、許可後 1 年以内に耕作状況を報告していただく条件を付してまいります。

説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてのご報告をお願いいたします。

はじめに、浜北区会場の積志地区調査会の田中委員からお願いします。

田中 積志地区調査会で協議した結果、問題はありませんでした。

議長 続いて、市役所会場の入野・神久呂・雄踏地区調査会の原田委員からお願いします。

原田 入野・神久呂・雄踏地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議長 続いて、北区会場の庄内地区調査会の松尾委員からお願いします。

松尾 庄内地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでしたが、営農型太陽光発電の更新申請ですので、本来なら先月出てくるはずでしたが、草刈りがなされていなかったため、草刈りをしてからもう一度出してください、という形で、今回出てきまして、審議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、市役所会場の河輪・五島・白脇地区調査会の袴田博子委員からお願いします。

袴田博 河輪・五島・白脇地区調査会にて協議した結果、特に問題はございませんでした。

議長 続いて、北区会場の都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡本 都田地区調査会で審議をしました結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、北区会場の三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。

後藤 三ヶ日地区調査会で協議しましたが、問題ございませんでした。

議長 続いて、浜北区会場の浜名・北浜地区調査会の小杉委員からお願いします。

小杉 浜名・北浜地区調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、浜北区会場の中瀬・赤佐・鹿玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森島 中瀬・赤佐・鹿玉地区調査会です。主に営農型太陽光発電についての議論が中心でござ

ございましたが、それなりにきちんとやりました。色々な議論がありましたが、問題ありません。

議 長 最後に、浜北区会場の天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願いします。

鈴木英 天竜・龍山地区調査会で検討しましたが、2件とも地区外の方でございましたので、呼び出し案件といたしました。審議の結果、問題ありませんでした。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

(森島委員 挙手)

議 長 はい、浜北会場の森島委員。

森 島 35番の■■■■の件ですが、浜北でこの間、■■■■さんは色々な営農型の事業をやられてこられた訳ですが、榊を植えるということで、その経過がありまして、十分な管理がなされていない、ということで指導を申し上げた経過があります。今回私共が行った指導で、積志での事業展開にも取り組むということが約束されたと考えておりますけれども、調査会からの報告に、そのことがありませんでしたので、発言をしておきたいと思えます。

議 長 浜北会場の田中委員お願いします。

田 中 積志地区で、営農型発電は今まであまり例がありませんでした。今回は2例目で、浜北の新原地区との関連等ございまして、色々な説明等求めました。従って、榊をやるということで、十分、約1時間程度地区調査会で、各項目に渡り、特に榊の場合の成長具合を、私共が常時巡回するというので会社側に申しとさせていただきます。そんなことで、営農型らしい太陽光の姿を常時監視するという約束で、協議を終えました。そんなことで、問題ない、と承認することにいたしました。以上です。

(森島委員 挙手)

議 長 はい、浜北会場の森島委員。

森 島 ありがとうございます。要は、各調査会との連携が始まってきたと思えます。その点で、今、積志の田中さんから懇切丁寧な説明をいただきました。私共の指導体制を使っていただけのものであれば、今後も使っていただきたいと思えます。以上です。

議 長 それでは、引き続き確認ですが、市役所会場、発言のある方は挙手願います。

(質疑なし)

議 長 続いて、北区会場、発言のある方は挙手願います。

(質疑なし)

議 長 続いて、浜北区会場、発言のある方は挙手願います。

(質疑なし)

議 長 よろしいですか。

(質疑なし)

議 長 それでは採決いたします。第16号議案「農地法第3条の規定による許可について」は、原案どおり承認することに、市役所会場、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 北区会場、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 浜北区会場、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 17 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」を上程いたします。
事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案 5 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる) 事務局から説明いたします。

縣 今月の申請案件は、地区「和田」、整理番号 14 番外 5 件でございます。

転用目的別の内訳は、駐車場関連が 4 件、営農型太陽光発電が 2 件でございます。農
地区分別の内訳は、農用地区域内農地が 2 件、第 3 種農地が 4 件でございます。なお、
是正案件は整理番号 16 番と 19 番の 2 件でございます。また、駐車場の申請につきまして
、その申請地が経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けてい
ないことを確認しております。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてのご報告をお願いします。

議 長 はじめに、浜北区会場の蒲・和田・長上地区調査会の中島委員からお願いします。

中 島 蒲・和田・長上地区の中島です。調査会で協議した結果、問題はございませんでした。

議 長 続いて、北区会場の湖東地区調査会の袴田正保委員からお願いします。

袴田正 湖東地区調査会で十分協議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、市役所会場の芳川・飯田地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

調査会で協議した結果、特に問題ございませんでした、という報告を受けております。

議 長 続いて、北区会場の都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡 本 都田地区調査会で審議しましたが、太陽光発電の 2 回目の更新ということで、耕作者
を呼んで話をしてみました。下で作っているミョウガがうまくいかない、できない、
と非常に反省しましたが、一応これからはしっかりとミョウガを作るということでした
ので、指導しまして問題なしとしました。以上です。

議 長 続いて浜北区会場の浜名・北浜地区調査会の小杉委員からお願いします。

小 杉 浜名・北浜地区調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 最後に、浜北区会場の佐久間・水窪地区調査会の井上委員からお願いします。

井 上 佐久間・水窪地区調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委
員からの説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

市役所会場、発言のある方は挙手願います。

(質疑なし)

議 長 続いて、北区会場、発言のある方は挙手願います。

議 長 はい、浜北会場の森島委員。

森 島 非常に大きな規模の施設ですね。事業計画が届出され、農業委員会が去年の 10 月に協議をして許可をした。この案件が半年経たずにこういう形で、もっと大きな施設になるのでしょうか、変更届が出てくるというのは、いかに経済情勢が変わってしまったとはいえ、軽すぎると思います。事業計画というのは、本来もつときちんと見通して立てられるべきものだし、農業委員会の許可というものも、そういう意味では非常に重いものだと思います。そういう点で、東区の方々が協議してきたことだと思いますので、その経緯について評価し、認めていかなければならないと思いますが、こういうことが乱発されてしまうと、農業委員会の審議そのものが形骸化することになりかねない、という意味で、好ましくない、という認識を私どもは持つべきだ、と思いますが、会長のご認識を伺っておきたいと思います。

議 長 ただいまの森島委員からのご指摘について、この案件は私の調査会の中の案件でした。調査会の中で審議した話をさせていただきますと、まず制度上その変更が認められている、ということがまず前提にあります。まず、制度上変更が書いてあればできる、ということで、それでも変更することによって周りの農地への影響が懸念される部分もありますので、事務局とよく相談し、周りの認定農家の方に、変更した時は、出たよ、と確認しました。認定農家の方からも、そのぐらいの変更ならば農産物に支障はない、という話もいただいた、と付け加え、調査会で協議した結果、問題ない、ということになりました。ということで、制度上のルールと、周りの農地への影響という 2 点をしっかり確認した上で協議した、ということをご報告させていただきます。

(森島委員 挙手)

議 長 はい、森島委員。

森 島 会長のところの調査会の協議については、評価したいと思います。今日、会長としての回答を求めるといってわけではありませんが、好ましいことではない、というのは議事録に載せておいていただきたい、ということで発言させていただきました。

議 長 分かりました。

議 長 その他よろしいですか。

(発言なし)

議 長 それでは採決いたします。第 18 号議案「事業計画変更承認申請について」は、原案どおり承認することに、市役所会場、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 続いて、北区会場、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 続いて、浜北区会場、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第 19 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案 9 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる) 北区会場から説明いたします。

加 茂 今月の申請案件は、地区「長上」、整理番号 137 番外 56 件でございます。転用目的別の内訳につきましては、農業用施設が 2 件、自己用・共同住宅関連が 33 件、事業用の建物関連が 5 件、駐車場、資材置場等事業用のその他施設への転用が 5 件、一時転用が 2 件、太陽光発電が 6 件、営農型太陽光発電が 4 件でございます。また、農地区別の内訳につきましては、農用地区域内農地が 5 件、第 1 種農地が 1 件、第 2 種農地が 13 件、第 3 種農地が 38 件でございます。なお、是正案件は整理番号 185 番と 188 番です。

また、駐車場や資材置場等の建築行為を伴わない申請について、その申請地が経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けていないことを確認しております。

それでは、整理番号に丸を付した案件について、説明いたします。議案 10 ページ、地区「笠井」、整理番号 141 番をお願いします。東区恒武町の田 4 筆、2,980 m²について、 を設けたいという申請でございます。申請者は、 に本社を置き、 を営む法人です。関連企業との取引が多くなり、受注増加により施設の規模拡大が必要となったため、新たに工場を設けるべく申請に至ったものでございます。申請地は、笠井協働センターの 約 km に位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、市街地の区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であることから、第 2 種農地に該当すると判断いたしました。事業計画は、倉庫、46 台収容の駐車場、緑地を設置する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われれます。排水計画は、汚水、雑排水については公共下水道へ、雨水については敷地内側溝を経て地下調整池に流入させ、排水路へ制限放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 12 ページ、地区「湖東」、整理番号 153 番をお願いします。西区伊左地町の田畑 27 筆、6,134.06 m²について、残土処理場としたいという申請でございます。申請者は、 に本社を置き、 を営む法人です。公共工事及び砂利採取事業により発生する残土を、現在、耕作放棄地となっている申請地及び山林に埋め立て、事業完了後には優良な農地へ転換したく、3 年間の一時転用申請に至ったものでございます。申請地は、伊佐見協働センターの 約 m に位置する農地です。申請地は農用地区域内の農地ですが、不許可の例外規定である 3 年以内の一時転用に該当します。事業計画では、原野、山林の併用地を含めた全体計画区域 16,597.96 m²について、入口に幅員 6m の進入路を設け、1 対 1.8 の勾配で残土を埋め立てていき、総埋立て土量は約 40,000 m³を予定しております。また、事業完了後には、土地所有者及び地元の農業法人がみかん等を耕作する旨の耕作管理計画書が添付されております。申請地には、土砂流出を防ぐための堰堤と調整池を設ける計画であること、雨水排水は、

調整池から水路へ制限放流する計画であること、周囲には防護柵、鍵付きの門扉を設置する計画であることから、周辺への影響は軽微であると判断いたします。また、土採取事業事前審査意見書に対する措置報告書の提出がされており、地元自治会や近隣の学校との協議も完了しています。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。始めに、浜北区会場の蒲・和田・長上地区調査会の中島委員からお願いします。

中島 蒲・和田・長上地区の中島です。調査会で協議した結果、問題はありませんでした。

議長 続いて、市役所会場の中ノ町・笠井地区調査会分を私からご報告申し上げます。

調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした。

議長 続いて、浜北区会場の積志地区調査会の田中委員からお願いします。

田中 積志地区の田中です。整理番号 143 番は、先ほど 3 条で出ました営農型太陽光発電の関連でございます。これは呼び出し案件として協議しました。内容等は、先ほど説明した通りでございます。他の案件については問題ございませんでした。

議長 続いて、市役所会場の入野・神久呂・雄踏地区調査会の原田委員からお願いします。

原田 入野・神久呂・雄踏地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議長 続いて、北区会場の湖東地区調査会の袴田正保委員からお願いします。

袴田正 湖東地区調査会です。呼び出し案件がありましたけども、先ほどの事務局から説明ありました通り、地元自治会との説明会も含め、しっかり協議いたしました。特に問題ない、ということで協議しました。

議長 続いて、北区会場の庄内地区調査会の松尾委員からお願いします。

松尾 庄内地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、市役所会場の篠原・舞阪地区調査会の横井委員からお願いします。

横井 調査会では特に問題ありませんでした。

議長 続いて、市役所会場の芳川・飯田地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

調査会で協議した結果、特に問題はないということです。

議長 続いて、市役所会場の河輪・五島・白脇地区調査会の袴田博子委員からお願いします。

袴田博 調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、市役所会場の新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。

根木 新津・可美地区調査会にて、特に問題はございませんでした。

議長 続いて、北区会場の三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内山 三方原地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議長 続いて、北区会場の都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡本 都田地区調査会で協議しました結果、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、北区会場の三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。

後藤 三ヶ日地区調査会で協議しましたが、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、浜北区会場の浜名・北浜地区調査会の小杉委員からお願いします。

小 杉 浜名・北浜地区調査会において協議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、浜北区会場の中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島です。先ほどの3条で関わった議論ですが、営農型太陽光発電の[]の事業です。色々な経過がありますけれども、引き続き丁寧に指導してまいりたいと思います。問題ありません。

議 長 最後に、浜北区会場の佐久間・水窪地区調査会の井上委員からお願いします。

井 上 佐久間・水窪地区調査会で審議した結果、問題ありませんでした。

議 長 ありがとうございます。

議 長 これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

議 長 市役所会場、発言のある方は挙手願います。
(質疑なし)

議 長 続いて、北区会場、発言のある方は挙手願います。
(質疑なし)

議 長 続いて、浜北区会場、発言のある方は挙手願います。
(森島委員 挙手)

議 長 はい、浜北会場の森島委員。

森 島 153番ですが、残土処理場を建設する、3年間の一時転用ということです。私が注目したいのは、会長が毎回言っていることですけども、こういう事業が終わった後にきちんと農地として復元して耕作管理がされる、ということを保証するためには、事前に引き受け手を作っておくのが良い、という話をされていたと思います。先ほどの事務局の説明では、法人が復元農地を引き受ける、ということですので、浜松市の農業委員会としては、こういう事例は私の記憶では初めてに近い、きちんとした善後策が取られた上での議論になっている、と評価したいと思います。その点について、会長が言われてきたことですので、少し考え方を補足してもらいたいと思います。
(縣 挙手)

議 長 はい、事務局。

縣 ただいまのご質問ですが、調査会の際に事業者にお越しいただき、確認しました。復元後の耕作者については、まず、土地の所有者、それから地元の農業法人、その方々が借り受けてみかん、柑橘等を栽培することを確認しましたので、よろしく願います。
(森島委員 挙手)

議 長 はい、森島委員。

森 島 3年間は一時転用ですから、我々の任期としては、いなくなる人もいるし、残る人もいるわけですから、こういうことが生きてくるといいな、と思いますので、残る人が忘れないように、こういうことを浜松市農業委員会の資材置場等の一時転用の癖にしていくと良いと思います。

議 長 はい、注意して見ていきたいと思います。
その他、ございますでしょうか。全体に伺います。

(発言なし)

議長 それでは採決いたします。第 19 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することに、市役所会場、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 続いて、北区会場、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 続いて、浜北区会場、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第 20 号議案「非農地証明について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木智 議案 19 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる) 浜北区会場から説明いたします。

富永 今月の申請案件は、地区「天竜」、整理番号 7 番外 8 件でございます。

それでは説明いたします。

地区「天竜」、整理番号 7 番の申請地は斜面地等で耕作困難のため、昭和 51 年頃に植林されたものです。

地区「天竜」、整理番号 8 番の申請地は昭和 51 年頃に住宅が建築されていて、宅地利用されていたものです。

地区「天竜」、整理番号 9 番の申請地は斜面地等で耕作困難のため、平成 12 年頃に植林されたものです。

地区「天竜」、整理番号 10 番の申請地は斜面地等で耕作困難のため、昭和 30 年頃に植林されたものです。

地区「龍山」、整理番号 11 番の申請地は斜面地等で耕作困難のため、平成 15 年頃に植林されたものです。

地区「龍山」、整理番号 12 番の申請地は斜面地等で耕作困難のため、平成 3 年頃に植林されたものです。

地区「春野」、整理番号 13 番の申請地は 10 年以上前から倉庫が建築されていて宅地利用されていたものです。

地区「佐久間」、整理番号 14 番の申請地は 10 年以上前から住宅が建築されていて、宅地利用されていたものです。

地区「佐久間」、整理番号 15 番の申請地は斜面地等で耕作困難のため、平成元年頃に植林されたものです。

全ての案件について、非農地証明の基準に該当し、非農地証明の交付が適当と判断されるものでございます。

説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。市役所会場、発言のある方は挙手願います。

(原田委員 挙手)

議 長 はい、原田委員。

原 田 地目山林になるということだが、どのくらいの勾配があれば耕作困難と認められるのか、正確な基準はあるのか。

結構、三方原台地にも地目を山林へ変えてあげたい場所がある訳ですけど、耕作放棄地や竹藪とか、そういったのが天竜区では非農地証明が認められ、三方原台地では認められないというのが、おかしくないかという風に思います。

(木下 挙手)

議 長 はい、事務局。

木 下 非農地証明の基準になりますが今すぐには分からないので確認しますが、基本的には法面で営農が困難な場所について、また周囲の状況を確認し周囲が既に山林化しているような場所になります。

原 田 困難の定義はなにか。

木 下 先ほどの質問を含め事実調査を行っておりますので、あとでの回答とさせていただきます。

議 長 続いて、北区会場、発言のある方は挙手願います。

(質疑なし)

議 長 続いて、浜北区会場、発言のある方は挙手願います。

(森島委員 挙手)

議 長 はい、森島委員。

森 島 非農地証明の案件ですが、天竜などの農地が耕作不可能になったということで植林し、日が経って非農地証明という手続きになるのは分かりやすいです。一方で、現況宅地の案件が入ってくると、私も考えるところがありますが、是正措置で対応するケースと非農地証明で対応するケースが有り得ると思いますが、非農地証明での対応は、農地法違反は残ると聞いています。そういう意味で、宅地の是正措置ではなく、非農地証明で対応することに、意味というか、申請者のメリットがどこにあるのか、教えてもらいたいと思います。

(木下 挙手)

議 長 はい、事務局。

木 下 非農地証明をとるか、第4条で是正を取るメリットは、森島委員の言われる通り、農地法違反はそのまま非農地証明になった場合には残ります。ただ、メリットとしては、手続きの中で、申請者がどういう形で家を建てたかを、はっきりと確認して、事務局としては、なるべく、4条の是正申請でお願いしております。最終的に、申請者の方が非農地証明でいきます、と言って来られた場合には、こちらの方も、それで対応させていただくこととなります。

(森島委員 挙手)

議 長 はい、森島委員。

森 島 分かりました。あとで浜北の事務局に聞いてみますので、もう少し突っ込んだ話は、

こちらで聞きます。ありがとうございました。

(木下 挙手)

議 長 はい、事務局。

木 下 非農地証明ですが、全ての案件において、申請者が非農地でいきたい、という形で受けているわけではありません。非農地としての条件としては、まずは白地であること、あと、建物等があった場合には、都市計画法の許可の見込みがあること、問題がないこと、の確認が必要になりますので、全ての案件について、非農地証明を受けるというわけではありませんのでよろしくお願いします。

議 長 他に、いかがでしょうか。

(森島委員 挙手)

議 長 はい、森島委員。

森 島 今グループ長に説明していただきましたが、今の非農地証明というのは、10年経過すれば、都市計画法の既存宅地権に関わるかは別として、10年経過したものについては、基本的に建物が建っている場合には認めていく、ということになっていると、私は思うのですが、その点について確認しておきたいと思います。

(木下 挙手)

議 長 はい、事務局。

木 下 森島委員からのご指摘の通り、非農地証明の基準の中では建物の敷地等の場合、建築後10年以上経過しており、農地への復元が容易でないものと認められているものに限っては、非農地証明の許可基準に該当してきますが、先ほどの説明で、まずは白地であること、都計法の確認が取れることが条件となりますので、よろしくお願いします。

議 長 森島委員、よろしいでしょうか。

森 島 はい、分かりました。

議 長 それでは、全体に伺います。何かご質問はございますでしょうか。

(質疑なし)

議 長 それでは採決いたします。第20号議案「非農地証明について」は、原案どおり承認することに、市役所会場、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 続いて、北区会場、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 続いて、浜北区会場、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第21号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続(20年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案21ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる) 浜北区会場から説明いたします。

富 永 今月の申請案件は、地区「北浜」、整理番号2番、1件でございます。それではご説明

ます。今月は、笠井地区での23筆をはじめとして、計30地区での利用権設定を予定しております。その次の1ページから利用権設定明細が掲載されております。1ページから35ページは相対契約及び中間管理事業における貸借によるもの、37ページは所有権移転を掲載しております。

それでは、新規就農に関するものについて抜粋してご説明いたします。1ページの1番、2番をご覧ください。新規就農の■■■■■さんです。浜北区寺島の■■■■■さんのもとで農業を学び、今回の申請に至りました。浜北区寺島■■■■■、計1,253㎡を借り受け、馬鈴薯、ブロッコリー、キャベツの栽培を予定しております。

次に、7ページの1番、2番をご覧ください。新規就農の■■■■■さんです。西区篠原町の■■■■■さんのもとで玉葱栽培を学び、今回の申請に至りました。西区篠原町■■■■■の畑、計1,693㎡を借り受けて玉葱の栽培を予定しております。

次に13ページの11番から13番をご覧ください。新規就農の■■■■■さんです。認定農業者の■■■■■で研修を行い、今回の申請に至りました。南区寺脇町■■■■■の畑、計1,255㎡を借り受けてレッドキャベツの栽培を予定しております。

次に、13ページ1番から10番、19ページから33ページ1番から9番、35ページをご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が179筆ございます。農地中間管理事業は、農地所有者から中間管理機構である県の農業振興公社が利用権設定により農地を借り受け、公社から農業者への転貸については、農用地利用配分計画書を公社が県知事に申請し、県知事の認可を受けることにより転貸が成立するもので、備考欄に配分予定先を記載してあります。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。市役所会場、発言のある方は挙手願います。

(質疑なし)

議長 続いて、北区会場、発言のある方は挙手願います。

(質疑なし)

議長 続いて、浜北区会場、発言のある方は挙手願います。

(森島委員 挙手)

議長 はい、森島委員。

森島 何人かの方が新規就農で、営農を開始されるという申請であります。大変結構なことだと思いますし、農業委員会の主な活動が、明らかに新規就農者を含めて、新規参入を促進することが求められていることに鑑みても、こういう新規就農の方は大変難しい側面が色々な所にある訳で、農業委員会あるいは最適化推進委員の力が必要とされている所が色々あると思いますが、今日の案件ですと、面積が小さいように思います。それで新規就農ということですが、農業委員会組織として、こういう人達をどういう風にフォローし、面倒を見るか、ということも議論しなければいけないと思います。全体として議

論していただきたいと思ひますし、会長に提案しておきたいと思ひます。

議 長 　　ただいまの意見は、承知しておきたいと思ひます。

（小杉委員 挙手）

議 長 　　はい、小杉委員。

小 杉 　　浜名・北浜調査会の小杉です。この利用権設定の1番、2番の、 人の
 さんが調査会に来られました。本人はあまり日本語が上手ではありませんが、奥さんは 人で、日本語がある程度話すことができます。 人の人達はコミュニティーがしっかりしていて、私達の所の調査員の さんにも営農指導というか、ものすごく頼っております。 人が作っている、という、今までは、私もちょっとそういう目があったのですが、なんだ、外人が作っているのか、という言い方をする人が多いです。この人が来て、自分の畑の前で、色々な農産物ができて直売していても、お金が合わない、ということがしょっちゅうのようで、そこはどうしようもないけれども、やる気のある外国出身の方、そして、また退職した人達は小さな面積で、大規模面積をやっている方の島に、小さな農家としてやっていける、ということで、この人達も、 人のコミュニティーは横のつながりがものすごくあるものですから、こういう人達にも、これからは利用権設定の場で、市役所に来ていただき、どんどん土地を貸して、買ってもらい、耕作放棄地がどんどん減っていけばいいな、と思ひます。いわゆる外国人だから、という差別は、今後はあまりしないよう、調査会の中では、こういう人達もこれから大切に扱っていきよう、という話をしました。以上です。

議 長 　　分かりました。余談ですが、私の方でも前に話したかどうか覚えていませんが、朝日新聞のコラムに、農業委員会は、昔は農地の番人、今は担い手育成の組織と書いてありました。まさに私は、そこをしっかりとやっていきたい、と思ひています。

議 長 　　その他ございますでしょうか

（発言なし）

議 長 　　それでは採決いたします。第22号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案どおり承認することに、市役所会場、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議 長 　　続いて、北区会場、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議 長 　　続いて、浜北区会場、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議 長 　　異議ないものと認め承認することといたします。

それでは、 会場の 委員、 委員はご入室をお願いします。

（ 委員、 委員 入室）

議 長 　　次に、報告事項の第18号から第25号までを、事務局から報告をお願いします。

鈴木智 　　今月の報告事項につきましては、議案25ページに記載の内容でございます。

第18号の非農地通知について、説明をいたします。

大 井 　　それでは、お手元の議案27ページから30ページ及び別添の参考資料をご覧ください

い。報第 18 号「非農地通知について」です。本日、第 20 号議案にてご審議いただいた所有者からの申請に基づく非農地証明と異なり、推進委員等の利用状況調査により発見した既に山林化している農地を、農業委員会が農地に該当しない旨の判断を行い、農地台帳から除外するものです。昨年度も同時期に総会にて報告いたしましたが、今年度は[]等を対象に、土地改良事業関係や農業者年金等の影響確認や現地確認を行い、計 86 筆、40,093 m²の農地について、農地に該当しない旨の判断を行いました。今後につきましては、所有者等に非農地通知書を送付するとともに、農地台帳の整理や法務局等の関係機関への情報提供を行ってまいります。

説明は以上でございます。

議長 只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。

それでは、その他として委員の皆様から、活動を通して何かありましたらお願いいたします。

議長 市役所会場、発言のある方は挙手願います。

(質疑なし)

議長 続いて、北区会場、発言のある方は挙手願います。

(質疑なし)

議長 続いて、浜北区会場、発言のある方は挙手願います。

(質疑なし)

議長 皆さんに伺います。その他よろしいですか。

(発言なし)

議長 それでは、事務局から連絡事項がありましたら、お願いいたします。

齋藤 ・調査員の推薦について
・税制改正要望、最適化施策の改善に関する意見の提出について

鈴木智 今後の会議予定

・令和 3 年 第 4 回 農業委員会 総会

令和 3 年 4 月 15 日 (木) 午後 1 時 30 分から

場 所 浜松市役所 北館 1 階 101・102 会議室

議長 以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。

長時間に亘り、ご熱心な討議ありがとうございました。

これをもちまして、第 3 回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会時間 午後 2 時 44 分

以上、議事の正確さを期すため署名する。
令和 3 年 3 月 15 日

会 長 松島 好則

委 員 中島 雅弥

委 員 田中 照明